

# 消防法上の危険物に 「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が追加されました

「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」（以下「過炭酸ナトリウム」といいます。）が、消防法上の第1類の危険物に追加されました。

## 1. 過炭酸ナトリウムについて

過炭酸ナトリウムは、一般的に「過炭酸ソーダ」、「酸素系漂白剤」とも呼ばれていて、主に洗剤等の成分として使用されています。

身近なところで、スーパーやホームセンター、薬局などで販売されている「漂白用洗剤」、「除菌用洗剤」、「洗濯槽クリーナー」、「パイプクリーナー」などに含まれています。

※上記以外の商品にも含まれている可能性があります。また、上記以外の商品であっても過炭酸ナトリウムを含むもの、含まないものがありますので詳細は商品のパッケージで確認するかメーカーにお問い合わせください。

過炭酸ナトリウムを貯蔵又は取扱う数量によっては、消防法に基づく許可又は火災予防条例に基づく少量危険物貯蔵取扱いの届出が必要となります。

## 2. 規制を受ける数量について

過炭酸ナトリウムは、第1類の危険物に追加されましたが、性質の違いによって規制を受ける基準となる数量（指定数量）が異なります。性質ごとの指定数量は次のとおりです。

### 性質ごとの指定数量

性 質	指定数量	規 制 概 要
第一種 酸化性固体	50 kg	50 kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく許可が必要。 10 kg以上 50 kg未満貯蔵又は取扱う場合には、火災予防条例に基づく届出が必要。
第二種 酸化性固体	300 kg	300 kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく許可が必要。 60 kg以上 300 kg未満貯蔵又は取扱う場合には、火災予防条例に基づく届出が必要。
第三種 酸化性固体	1,000 kg	1,000 kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく許可が必要。 200 kg以上 1,000 kg未満貯蔵又は取扱う場合には、火災予防条例に基づく届出が必要。

※ 火災予防条例により規制を受ける数量は、指定数量の5分の1以上指定数量未満です。  
個人の住居の場合は、指定数量の2分の1以上で届出となります。

### 3. 施行期日について

平成 24 年 7 月 1 日（施行日）から規制を受けることとなりますが、経過措置があります。

- (1) 当該改正によって、新たに消防法に基づく許可を受けなければならない施設は、平成 24 年 12 月 31 日までに許可を受けなければなりません。また、平成 24 年 7 月 1 日現在、すでに許可を受けている危険物施設について、過炭酸ナトリウムが危険物に追加されることに伴い、位置、構造及び設備の変更に係る許可を受ける必要がある危険物施設も、平成 24 年 12 月 31 日までに変更の許可を受けなければなりません。
- (2) すでに許可を受けている危険物施設のうち、当該改正によって、品名、数量及び倍数が変更となる危険物施設は、平成 24 年 9 月 30 日までに「品名、数量、倍数変更届出」を行わなければなりません。
- (3) 新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱う場所となるものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は、平成 25 年 6 月 30 日までの間は、適用しません。
- (4) 新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱うこととなる者は、平成 24 年 12 月 31 日までに「少量危険物貯蔵取扱い」の届出を行わなければなりません。

### 4. 危険物取扱者について

危険物施設での危険物の取扱いは、消防法第 13 条で「甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者」又は「乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者」若しくはこれらの者が立会わなければ危険物を取扱うことができません。

過炭酸ナトリウムは第 1 類の危険物に追加されましたので、取扱う場合には「甲種危険物取扱者免状」又は「乙種第 1 類危険物取扱者免状」の交付を受けている者若しくはこれらの者が立会う必要があります。

※上記以外にも経過措置等がありますので、不明な点は安房都市消防本部予防課危険物係までご連絡ください。

安房都市消防本部 予防課 危険物係

電話番号：0470-22-2234